

学会誌編集委員会規約

第1条 設置

本委員会は、会則第14条に基づいて設置される常設委員会である。

第2条 目的

本委員会は、日本比較文学会の機関誌『比較文学』の編集・刊行を目的とし、そのために必要なすべての業務を行なう。

第3条 事務局

本委員会は、上記の業務を遂行するため、当該委員会の任期ごとに事務局を置く。事務局の設置は理事会の承認を得ることとする。

第4条 構成

本委員会は、委員長1名、委員若干名により構成される。

第5条 選出

1. 本委員会の委員長は、常任理事会、理事会の議を経て、総会で選出される。次期委員長の候補の選定にあたって、常任理事会は、本委員会の意見を聴取するものとする。
2. 本委員会の委員は、委員会の協議を経て、理事会に委員長より提案され、理事会によって承認、任命される。委員の構成は、各支部所属会員にまたがっていなければならない。

第6条 任期

本委員会の委員長、および委員の任期は、ともに2年とする。重任をさまたげないが、在任期間は、原則として連続して2期4年をこえることはできない。任期が連続していない場合はこの限りでない。

第7条 編集実務委員

本委員会の機関誌編集・刊行の作業の実務を担当するため、編集実務委員、若干名を置く。編集実務委員の選出は、委員長の発議を経て、委員会がこれを決定し、理事会に報告する。

第8条 改廃

本規約の改廃は、本委員会の議を経て、理事会により決定され、総会に報告される。

付則

本規約は、平成13年6月17日の理事会により決定され、その翌日より発効する。